



令和8年4月20日

午前10時

令和8年度若者による地域活性化事業を募集します

市は、魅力と活力ある地域をつくるため、若者が主体となって取り組む事業を次のとおり募集します。

1 応募資格

以下の全ての要件を満たす地域団体など

- (1) 15歳（中学生を除く。）以上40歳未満の者（以下「若者」という。）を含む団体であって、申請日時点で構成員の過半数が若者である
- (2) 申請日時点で18歳以上の若者が代表者である
- (3) 市内に居住、通勤または通学している者で構成されている
- (4) 市内を活動の拠点とする

2 補助対象事業

ソフト事業で次に掲げる事業

- (1) 地域産業の振興に資する内容や地域資源・地域特性を生かした事業
- (2) 市内外で交流、連携するなど、市民活動や地域経済の活性化に資する事業
- (3) 次代を担う人材の育成などに資する事業
- (4) 省エネルギー、再生可能エネルギーの取り組みを推進し、循環型社会の構築に資する事業
- (5) 安全・安心に暮らすことのできる環境づくりなどに資する事業
- (6) (1)～(5)に掲げるもののほか、魅力、活力ある地域づくりに資する事業

3 補助対象経費

補助対象事業を実施するために直接必要となる経費

対象経費の例・・・外部講師や指導者への謝礼金、パンフレット・ポスターなどの印刷代、会場使用料、機材などの賃借料、事業参加者の保険料など

4 補助対象期間と補助金の額

交付決定の日から令和9年2月末までに実施される事業に要する経費で、上限額を20万円とします。

同一団体における同一の補助対象事業に対する補助金の交付は、3年を限度とします。

5 応募方法

4月24日（金）から5月15日（金）の間に、本庁まちづくり推進課または各支所地域振興課に事前相談を行ったうえで、5月1日（金）から29日（金）の間に、事前相談を行った窓口で事業提案に必要な書類を持参してください。

地域おこし事業費補助金（若者による地域活性化事業）募集要項および申請書の様式は「協働推進ホームページ輪っしょい！WEB」に掲載しています。

6 審査方法

書類審査を経て決定します。



▶ホームページはこちら

7 その他

- (1) 他の助成制度と重複して補助を受けることはできません
- (2) 申し込み多数の場合は、予算の範囲内で上限額を調整する場合があります
- (3) 詳細は、本庁まちづくり推進課または各支所地域振興課にお問い合わせください

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

まちづくり推進部まちづくり推進課まちづくり企画係 主事 氷室

電話：(0191)21-8671（ダイヤルイン）

FAX：(0191)23-4850

メールアドレス：machi@city.ichinoseki.iwate.jp